

長 期

群 務 第 3 0 4 号

平成13年5月18日

各 所 属 長 殿

群 馬 県 警 察 本 部 長

名札の着用について（通達）

名札の着用については、市民応接上の施策として一部所属で行われているが、このたび、警察刷新会議から国家公安委員会に提出された「警察刷新に関する緊急提言」並びにこの提言を受けて国家公安委員会及び警察庁が策定した「警察改革要綱」において、職務執行における責任の明確化のための方策として示されたところである。

また、警察庁においては、官房長通達により、平成13年6月1日から全国警察において一斉に名札を着用する旨指示をしているところである。

これらを踏まえ、次により名札を着用することとしたから、誤りのないようされたい。

記

1 着用業務

警察本部内又は警察署内（交番・駐在所を除く。）において受付業務、各種相談・証明・許可事務等市民と対応することが予定される業務のうち、名札を着用する業務（以下「名札着用業務」という。）は、別添1のとおりとする。

2 着用職員

- (1) 名札着用業務に従事する職員（非常勤嘱託員を含む。）
- (2) 市民と対応することの多い所属の幹部職員（警察本部にあっては所属長及び次席を、警察署にあっては課長以上の職にある者をいう。）
- (3) その他所属長が必要と認める職員

3 着用の例外

前記2の着用職員は、次の場合において名札を着用しないことができる。

- (1) 宿日直勤務に従事する場合
- (2) 市民と対応する際に、名刺、連絡票等の書面により氏名を告知する場合
- (3) 所属長が、他の警察業務上の理由により着用しないことが適当と認めた場合

4 着用開始

平成13年6月1日（金）から着用することとする。

5 制式

名札の制式例は、別添2のとおりとする。

6 着用箇所

- (1) 制服着用職員は、胸部右側とする。
- (2) 私服着用職員は、胸部左側とする。

7 保管方法

- (1) 名札は、全職員（非常勤嘱託員については、市民と対応する業務に従事する者として指定した者に限る。）に貸与するので、遺失、盗難、破損等のないように個々の職員が責任を持って保管管理すること。
- (2) 警察本部外又は警察署外において着用する場合を除き、警察本部内又は警察署内から持ち出さないこと。
- (3) 名札を遺失し若しくは破損し、又は盗難に遭った場合等は、てんまつ書を所属長を経て警務部警務課長に提出すること。
- (4) 名札を貸与されている職員は、退職する場合は、所属長を経て警務部警務課長に返納すること。ただし、出向等により一時的にその身分を失うときは、個人で保管すること。

8 その他

- (1) 警察本部外又は警察署外における着用

警察本部外又は警察署外において部外の意見を聴く警察主催の会議及び出張相談を行う場合は、積極的に名札を着用すること。

- (2) 担当者の明確化

ア 職員は、名札着用業務のほか、警察本部内又は警察署内において市民と対応する業務に従事するときは、積極的に氏名を告知するとともに、名刺、連絡票等交付するなどして担当者としての明確化に努めること。

イ 職員は、電話により市民と応対するときは、原則として所属及び氏名を告知すること。

(3) 警察本部庁舎入庁証との関連

警察本部庁舎内において名札を着用する職員については、庁舎内においては入庁証を着装しないことができる。ただし、名札は職員としての身分を証するものではないことから、入退庁時においては、必ず入庁証を着装しなければならない。

(4) 他機関・団体等に対する指導

関係所属長は、警察本部内又は警察署内で勤務し市民と応対することが予定される他の機関・団体等の職員に名札（警察用以外のもの）を着用させるよう当該他の機関・団体等に指導すること。

別添 1

名 札 着 用 業 務

- 1 庁舎の受付
- 2 警察署協議会等部外の意見を聴く会議、会合等の実施
- 3 情報の公開に関する事務
- 4 警察総合相談及び警察安全相談
- 5 広報及び広聴
- 6 遺失・拾得物の受理、返還及び交付
- 7 苦情処理に関する事務
- 8 遺失届出証明、盗難届出証明及び家出人捜索願出証明に係る事務
- 9 留置場受付における接見申出受理及び差入等物品の授受
- 10 防犯対策に関する事務
- 11 情報セキュリティーの相談
- 12 風俗営業、警備業、古物営業及び質屋営業の許可、届出、申請等に関する事務
- 13 少年相談
- 14 銃砲又は刀剣類所持の許可、火薬類及び危険物の運搬の届出並びに猟銃用火薬類等の譲渡、譲り受け、輸入及び消費の許可に関する事務
- 15 猟銃等の取扱いに関する講習会の実施
- 16 被害者支援の実施
- 17 警察本部における暴力団関係相談
- 18 海外渡航者等からの申請に基づく証明書発給に係る事務
- 19 交通安全教育の実施
- 20 道路交通法に規定する通告に関する事務
- 21 交通事故相談
- 22 交通規制の対象から除く車両の標章の交付に関する事務
- 23 通行許可、設備外積載の許可及び道路使用許可に関する事務
- 24 駐車許可及び自動車保管場所証明に係る事務
- 25 運転免許証の発給、更新、再交付及び記載事項変更に関する事務
- 26 運転免許に係る講習の実施
- 27 運転免許試験の実施

制 式 例

